

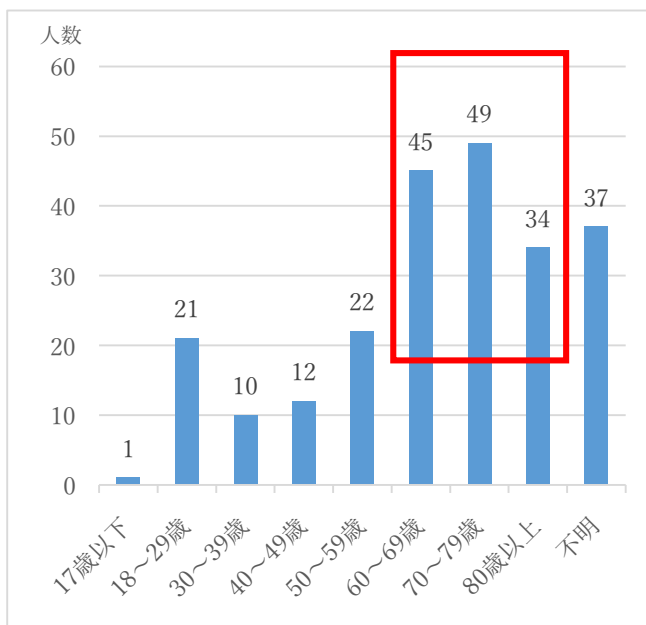
令和7年度上半期 消費生活相談まとめ

猛暑に見舞われた夏がようやく過ぎると同時に、朝晩の冷え込みを感じる気候となりました。暖房器具の使い始めは、取扱説明書をよく確認し、正しく使用しましょう。



苦情相談件数**231**件（前年同時期に比べて 22 件増加）

苦情相談の契約者年齢別



60歳代以上が

全体の**55%**を占めています。

※ただし、若年層のトラブルが少ないわけではありません。

苦情相談の販売形態

通信販売	72
店舗購入	38
電話勧誘販売	13
訪問販売	10
訪問購入	9
ネガティブオプション	1
その他・不明	87

通信販売（ネット、テレビ、折込広告等）に関する相談が多い傾向が続いています。トラブルに遭わないように、利用時には注意ポイントを参考にしましょう。

まだまだ
多い

通信販売トラブルにご注意！

手軽で便利なインターネット通販ですが、『定期購入』に関するトラブルが依然として多く寄せられます。注文確定する前に、きちんと確認しましょう。

- 『1 回限り』とうたっていても解約が必要となっていないませんか？
- 1 回分しか注文していないからと、商品の返送・受取拒否をしても、それだけでは解約したことにはなりません。
- ※割引価格になっていたり、お試し等を強調する広告には要注意！
どこかに次回お届け日の記載があるかもしれません。
- ※最終確認画面などで、定期購入になっていないかなどを確認し、
スクリーンショットで必ず保存しましょう。

今後とも

不審な電話にご注意！！

公的機関や大手通信会社などをかたって、『2時間後に電話が使えなくなる』や『被害届が出ている』、『他市で保険証が不正に使われている』などと言い、金銭の支払いを要求してきたり、個人情報聞き出す電話がかかってきています。

- ・2時間後に電話が使えなくなることはありません。
- ・不安をあおって、周りの人に相談させないようにするのは、詐欺の手口です。

金銭の話が出たら、振り込む前に相談してください

おかしいな
と思ったら

橋本市消費生活センター

電話：0736-33-1227（相談専用）

〒648-8585 橋本市東家一丁目1番1号

橋本市役所1階 窓口⑤ FAX：0736-33-1200

Mail：hashimoto_cc@city.hashimoto.lg.jp



橋本市マスコットキャラクター
はしぼう